

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本部員会議（第1回）

日 時：令和2年3月27日（金）

16時30分～

場 所：県庁4階 特別会議室

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

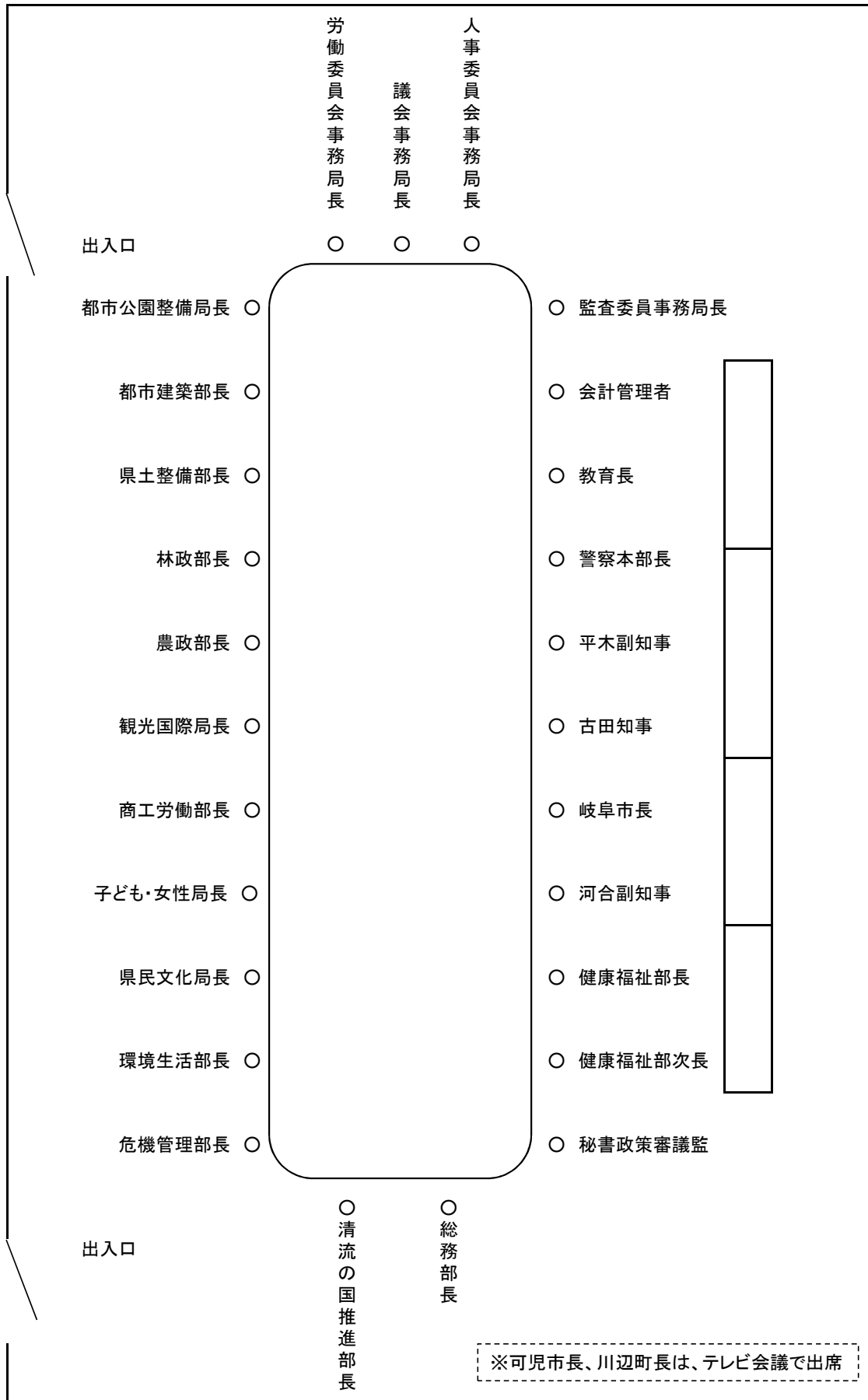
「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置について

2 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況について

3 知事メッセージ

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議(第1回) 配席図

令和2年3月27日(金)16:30～
4階特別会議室



改正特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症発生時の流れ（主な措置）

厚労大臣による総理大臣への報告

国	岐阜県	市町村
○政府対策本部の設置 ○政府行動計画に基づく対策 ・基本的対処方針の作成 ・海外発生時の水際対策の的確な実施等	○岐阜県対策本部の設置 ○県行動計画に基づく対策 ・医師等への医療従事の要請等 ・公私の団体又は個人に対する協力要請	任意に対策本部設置可 ※法律に基づく対策本部ではない （市町村行動計画に基づく対策）

緊急事態宣言（国）

【要件】 新型コロナウイルス感染症（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る。）が**国内で発生し、当該疾病の全国かつ急速なまん延**により国民生活及び国民経済に**甚大な影響**を及ぼし、又はそのおそれがあるものに該当する事態

【内容】 政府対策本部長は、緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示

- ・緊急事態措置を実施すべき『期間』（2年を超えない期間。ただし、1年延長可能）
- ・緊急事態措置を実施すべき『区域』（最小単位は原則として都道府県の区域を想定）
- ・緊急事態の『概要』（発生状況、ウイルスの病原性、病状、感染・まん延防止に必要な情報など）

緊急事態措置	国	岐阜県	市町村
	○国民生活及び国民経済の安定に関する措置 ・緊急物資の運送要請等 （対象：指定公共機関） ・特定物資の売渡しの要請等 （都道府県の措置を支援するため緊急の必要がある場合）	○まん延防止に関する措置 ・不要不急の外出の自粛等の要請 ・学校、興行場等の使用制限要請等 ○医療等の提供体制確保に関する措置 ・臨時の医療施設での医療の提供等 ○国民生活及び国民経済の安定に関する措置 ・物資及び資材の供給要請 ・緊急物資の運送等 （対象：指定地方公共機関） ・特定物資の売渡しの要請等 ・埋葬及び火葬の特例等 ・生活関連物資等の価格の安定	○市町村対策本部の設置 ○市町村行動計画に基づく対策 ・市町村が実施する当該市町村の区域に係る緊急事態措置の総合調整等

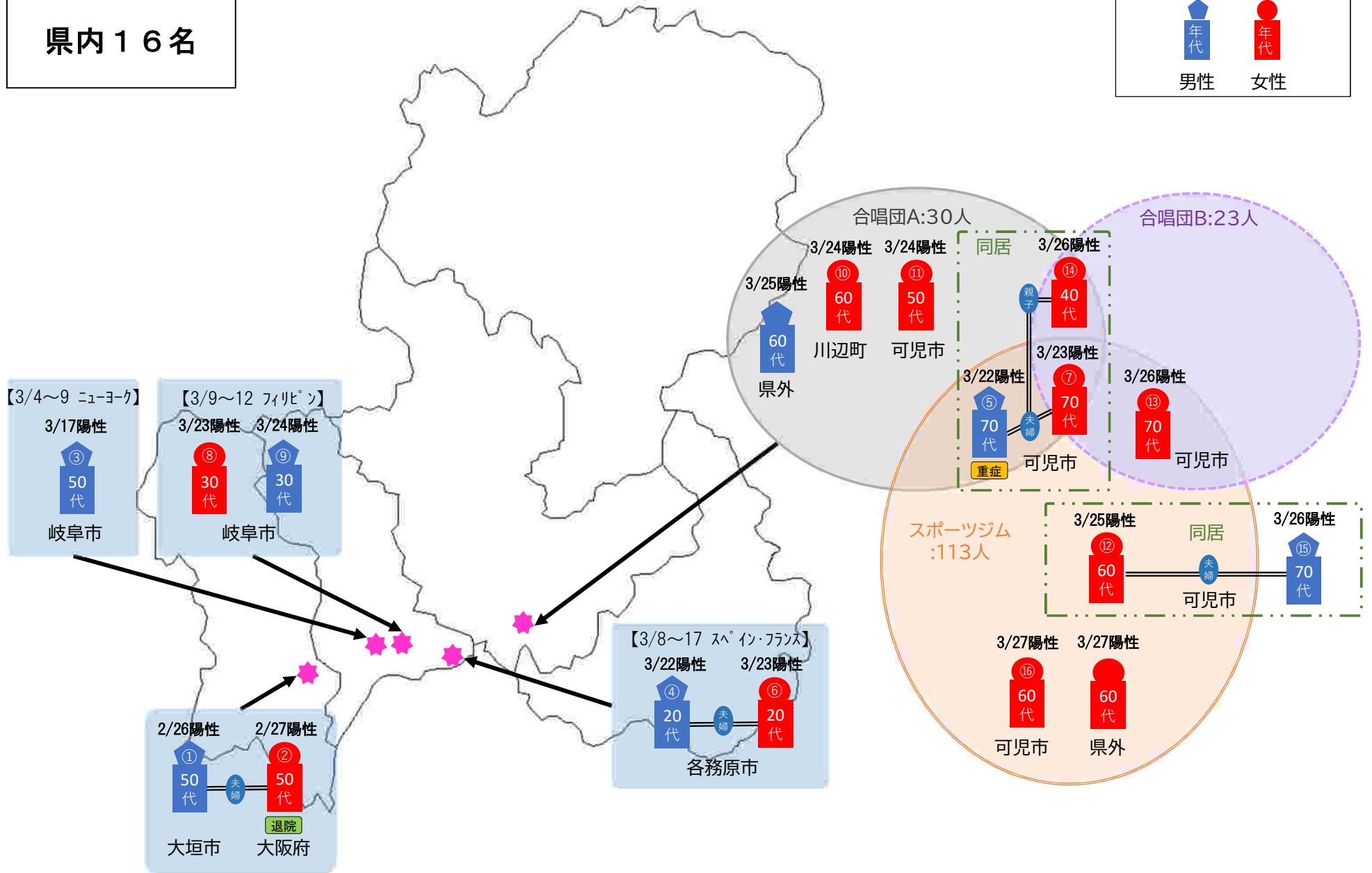
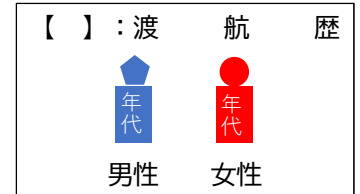
緊急事態宣言の解除（国）

政府対策本部長は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、緊急事態が終了した旨を公示

岐阜県における新型コロナウイルス感染者 発生状況図

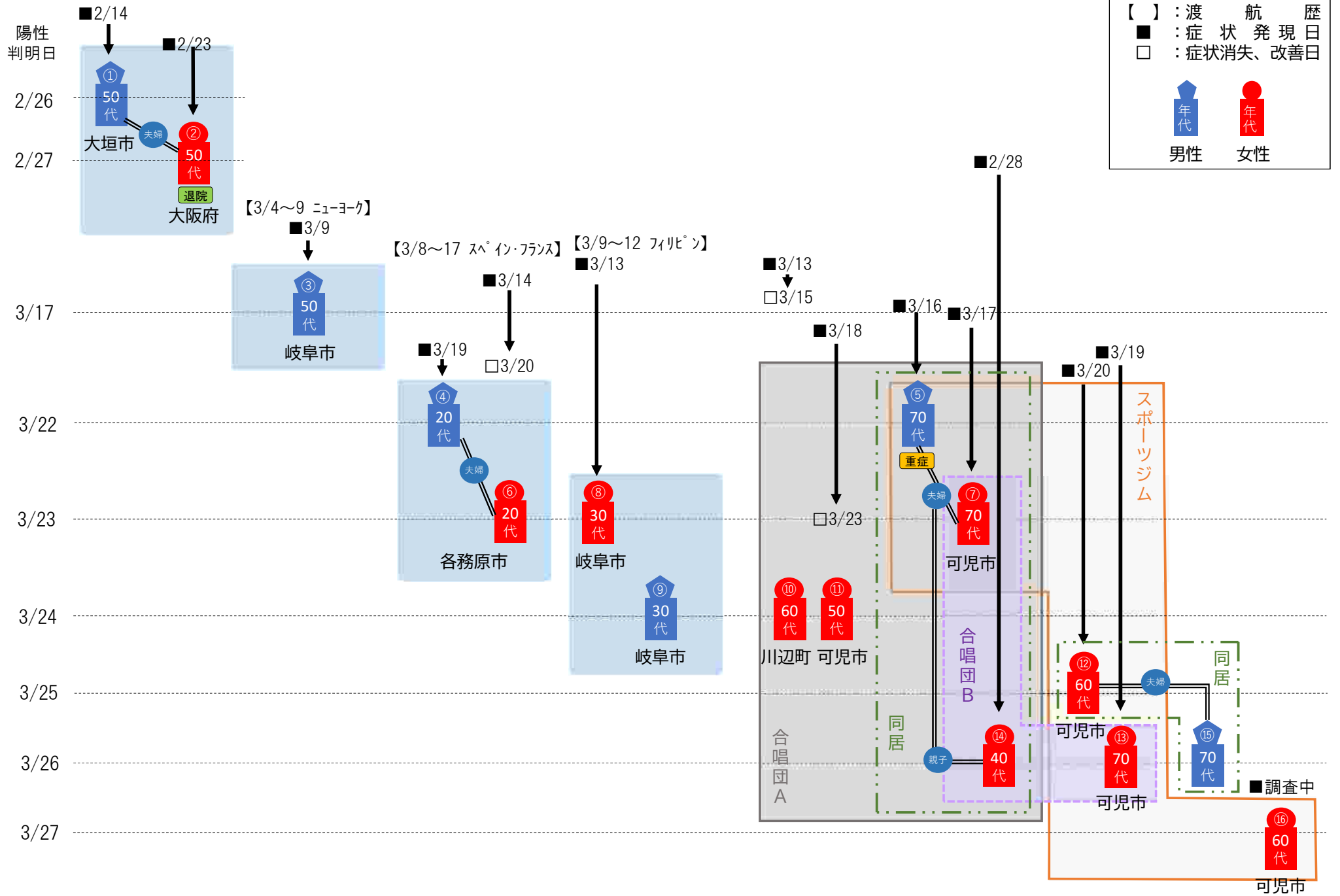
3月27日16時現在

県内16名



時系列表

3月27日16時現在



知事メッセージ

現時点で、県内では16名の陽性患者が発生しています。うち9名は可児市においてクラスターが発生したことに伴う陽性患者となっており、今後も増加する可能性があります。

このような状況を踏まえるとともに、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県対策本部の第1回の開催を機に、県では警戒水準を一段引き上げます。

1 県民の皆様に対しては、新型コロナウイルス感染症の早期の終息、ご自身と大切な人の命と健康を守るため、以下の事項を一段と徹底していただきたい。

①不要不急の外出を控えること

②感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場所を回避すること

2 県においては、すべての県有施設について、改めて消毒、換気の励行等の感染防止対策を徹底します。

3 可児市において発生したクラスター対策として、さらなる感染拡大を阻止するため、可児市・川辺町に所在する県の2施設を3月末日まで4日間閉鎖します。

◆花フェスタ記念公園（可児市）

【公園内の「麒麟がくる ぎふ可児大河ドラマ館」を含む】

◆川辺漕艇場（川辺町）

4 可児市、川辺町においても、上記1を住民に徹底するとともに、改めて感染拡大防止策を見直し、一段と強化していただきたい。